

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(案)」に対する意見募集について

令和6年 12 月 27 日

環境省地球環境局地球温暖化対策課

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 20 条第 1 項に基づき、政府は、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」を策定するものとされており、この度、地球温暖化対策計画の見直しを受け、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の改定案を作成しました。

については、同計画の改定案について、国民の皆様から広く御意見を募集いたしますので、以下の意見募集要領に沿って提出いただきますようお願いいたします。

募集期間終了後、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です。

【意見募集要領】

1. 意見募集対象

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(案)」

2. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 環境省のホームページにおける掲載

https://www.env.go.jp/press/press_04182.html

(3) 環境省地球環境局地球温暖化対策課にて配布

3. 意見募集期間

令和6年 12 月 27 日(金)～令和7年1月 26 日(日) 必着

4. 意見提出先・提出方法

下記のいずれかの方法で、日本語にて御意見を提出してください。

下記以外の方法(電話等)による御意見の提出には対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

(注意事項)

・ 1つの意見提出フォームにつき1つの御意見を御記入ください。

- ・ 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。なお、氏名、住所及び電話番号等個人情報については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。
- ・ 皆様から提出いただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の「意見募集案件」の一覧から「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(案)」に対する意見募集について」にアクセスいただき、「意見募集要領(提出先を含む)」を御確認の上、「意見入力」へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント:意見入力フォーム」より御提出ください。

＜電子政府の総合窓口(e-Gov)を利用する場合の記入項目＞

- 〔1〕 氏名(法人・団体の場合は、法人・団体名、意見提出者の氏名)
- 〔2〕 連絡先(郵便番号、住所、連絡先電話番号、電子メールアドレス)
- 〔3〕 意見の該当箇所

どの部分についての御意見か分かるよう、「提出意見」欄に該当箇所を明記してください。

(例) ○ページ○行目、第○章第○節○. (○) など

- 〔4〕 御意見の概要

御意見が 100 字を超える場合は、御意見の概要(100 字以内)も併せて「提出意見」欄に御記入ください。

- 〔5〕 御意見及び理由

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(案)」に対する御意見及びその理由を「提出意見」欄に記入してください。

(2) 郵送の場合

別紙の様式(A4用紙)をダウンロードし、その様式に沿って御意見等を御記入の上、以下の宛先まで送付ください。なお、郵送の場合には封筒に赤字で「政府が

その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(案)に関する意見」と記載してください。

(提出先)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館3階

環境省地球環境局地球温暖化対策課

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(案)」に対する意見募集担当宛て

5. 留意事項

以下に該当する場合など、頂いた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

- ・御意見が「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(案)」の内容と無関係な場合
- ・御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
- ・個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- ・個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- ・記載された情報が虚偽であると判明した場合